

**「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申案）」に関する
意見募集（パブリックコメント）の結果について**

I 概要

中央環境審議会 土壌農薬部会 土壌制度小委員会で取りまとめた「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申案）」*につき、以下の通り意見募集を行いました。

- ・意見募集期間 : 平成 28 年 10 月 20 日（木）～平成 28 年 11 月 18 日（金）
- ・告知方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、関係資料を環境省ホームページに掲載、記者発表、資料の配布
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか

*平成28年10月20日から同年11月18日まで「今後の土壌汚染対策の在り方について（答申案）」として意見募集（パブリックコメント）を行いました。その後名称を「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申案）」と変更しました。

II 意見の提出状況

○意見提出者数 : 105 団体・個人

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	12
民間事業者	19
地方自治体	10
市民団体・その他の団体	0
個人	64
合計	105

*記載されていた所属を基に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではありません。

○意見の内訳（事務局で整理した意見の件数：421件）

項目	件数
第1 背景	
1 土壤汚染対策法の意義	0
2 平成21年の土壤汚染対策法改正の背景と概要	1
3 平成21年の法改正以降の状況と主な課題	0
(1) 土壤汚染状況調査及び区域指定	0
(2) 要措置区域等における対策及び汚染土壤処理施設における処理	0
(3) その他	0
第2 今後の土壤汚染対策の在り方について	
1 土壤汚染状況調査及び区域指定	
(1) 有害物質使用特定施設における土壤汚染状況調査	
① 一時的免除中や施設操作中の事業場における土地の形質の変更や搬出の規制	112
② 地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査と施設設置者の調査への協力	34
(2) 一定規模以上の土地の形質の変更の際の土壤汚染状況調査	
① 法第4条の届出及び調査に係る手続の迅速化	21
② 法第4条の届出対象範囲と調査対象とする深度の適正化	21
(3) 健康被害が生ずるおそれに関する基準	39
(4) 臨海部の工業専用地域の特例	37
(5) 昭和52年3月15日以前に埋め立てられた埋立地の取扱い	2
2 要措置区域等における対策及び汚染土壤処理施設における処理	
(1) 要措置区域における指示措置等の実施枠組み	
① 措置実施計画及び完了報告の届出並びに都道府県等による確認	7
② 台帳の記載事項の取扱い	2
(2) 要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法及び搬出時の認定調査等	
① 要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法	9
② 飛び地間の土壤の移動の取扱い	4
③ 認定調査の合理化	12
(3) 自然由来・埋立柱由来基準不適合土壤の取扱い	60
(4) 汚染土壤処理施設等に対する監督強化、情報公開の推進	17
3 その他	
(1) 指定調査機関の技術的能力等	3
(2) 指定調査機関に係る手続	1
(3) 基金その他の支援制度	6
(4) 測定方法	2
※その他運用に係る内容	15

○その他の意見

1. 答申案の表現（誤字・脱字等）に関する意見	5
2. 他法令に関する意見	4
3. 個別の土壤汚染案件に関する意見	2
4. その他・不明	5

「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申案）」に 関する意見の概要及び意見に対する考え方について

第1 背景

1 土壌汚染対策法の意義

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

2 平成21年の土壌汚染対策法改正の背景と概要

意見の概要	件数	意見に対する考え方
制度として区域を分けたことで合理的で適切な対策が進んでいるとはいえ、依然として掘削除去が圧倒的でリスク管理は進んでいない。	1	第1の3（2）に示しているとおり、平成21年の法改正以降、要措置区域としての指定が解除される割合は約5割で、法改正以前とほぼ同じ割合となっていますが、形質変更時要届出区域としての指定が解除される割合は約3割で、法改正以前と比べ減少していることから、適正なリスク管理が一定程度進んでいると考えます。 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

3 平成21年の法改正以降の状況と主な課題

（1）土壌汚染状況調査及び区域指定

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

（2）要措置区域等における対策及び汚染土壌処理施設における処理

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

（3）その他

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

第2 今後の土壤汚染対策の在り方について

1 土壤汚染状況調査及び区域指定

(1) 有害物質使用特定施設における土壤汚染状況調査

①一時的免除中や施設操業中の事業場における土地の形質の変更や搬出の規制

意見の概要	件数	意見に対する考え方
対象となる一時的免除中や操業中の工場・事業場の定義については、公道等や配管の考え方の詳細を含めて合理的に設定すべきである。また、工場・事業場の敷地の明確化の主体を定めるべきである。	19	第2の1(1)①に示しているとおおり、調査の対象となる「工場・事業場の敷地」とは原則、公道等(私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。)により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいうこと、公道等により隔てられていても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスとなっている等、特定有害物質による汚染の可能性のある場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地とすることが適当であり、国により詳細な検討を行った上で、ガイドライン等により周知・徹底を図るべきものと考えます。 また、法第3条第1項ただし書による一時的免除の確認(対象となる敷地の設定も含む。)は都道府県等が行うこととなっています。 なお、法改正の前後を問わず、法第3条第1項のただし書きの確認により、調査が一時的に免除されているすべての事業場が該当します。
法の規制の下にない土壤汚染や汚染土壌処理の実態に目を向けるべき。	1	土壤汚染対策においては、法にも掲げられているとおおり、まずは土壤の汚染の状況を把握することが重要と考えます。
一時的免除中及び操業中の土地では、届出に加え、定期的な現状報告や地下水調査等を行うようにすべき。	2	第2の1(1)①に示しているとおおり、一時的免除中及び操業中の事業場については汚染土壌が存在する可能性が高く、汚染のある場所や深さや帯水層の位置が不明な状態で土地の形質の変更や搬出が行われた場合には、汚染の発生や汚染土壌の拡散や地下水汚染の発生の懸念があることから、土地の形質の変更を行う場合には届出を行い、土壤汚染状況調査を行うべきと考えます。
一時的免除中や操業中の事業場で、形質変更による地下水汚染や健康被害など周辺への影響がどの程度生じているのかを明らかにするとともに一時的免除中や施設操業中の事業場における土地の形質変更については、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から規制内容を検討すべき。	22	なお、土地の形質の変更による汚染の拡散については、掘削等により汚染土壌が帯水層に接したり、難透水層を貫通したことによって汚染が拡散してしまった事例や、飛散流出防止措置が不十分であった結果、汚染土壌の飛散流出、悪臭や濁水の発生等の事例も確認されています。
一時的免除中や操業中の事業場における土地では、土地に対する土壤汚染状況調査ではなく、場外へ搬出される土壌の調査を行うべきである。	12	また、調査の結果、土壤汚染が確認された範囲については、都道府県等が区域指定を行い、適正な搬出・処理を義務付けるべきと考えます。 一時的免除中の敷地における土地の利用の方法については、これまでどおり、変更をするときにあらかじめ都道府県等に届け出るべきものと考えます。

意見の概要	件数	意見に対する考え方
一時的免除中や操業中の事業場で土地の形質の変更を行う場合に、届出や土壤汚染状況調査の対象となる範囲を明確にすべき。	2	第2の1(1)①に示しているとおおり、一時的免除中や操業中の事業場における届出対象は、事業者や都道府県等の意見を十分に踏まえ、事務の負担が過大なものとならないよう留意しながら、通常の管理行為等を除き、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合を届出対象とすべきと考えます。なお、具体的な規模要件については、形質変更時要届出区域における届出対象や都道府県知事等の条例等で規制対象とされている面積を考慮しつつ更に検討すべきと考えます。
一時的免除中の敷地について、汚染の拡散のおそれがある場合や土壤の敷地外への搬出を伴う場合は土地の形質の変更の規模に関係なく必ず届出対象とすべき。	3	また、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、届出を行い、地歴調査により当該土地において使用等が確認された物質に対し、土壤汚染状況調査を行うべきであると考えます。具体的には制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。
一時的免除中や操業中の事業場の敷地における土地の形質変更の届出対象の要件設定にあたっては、単に面積のみならず、土地の利用状況等や対象敷地周辺の土地の状況も考慮しつつ検討すべき。	13	なお、土地の利用状況等や対象敷地周辺の土地の状況を考慮した制度については、第2の1(1)④に示しているとおおり、臨海部の工業専用地域の特例として答申案に盛り込んだところです。
規模要件は事業者や都道府県等の過大な負担とならないよう、根拠を明確にした上で定めるべきである。	10	また、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、届出を行い、地歴調査により当該土地において使用等が確認された物質に対し、土壤汚染状況調査を行うべきであると考えます。具体的には制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。
一時的免除中や操業中の事業場において、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合に土壤汚染状況調査を行うのは、都道府県等が当該土地の土壤の特定有害物質による汚染のおそれを認め、調査が必要であると判断する場合に限るべきである。	12	また、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、届出を行い、地歴調査により当該土地において使用等が確認された物質に対し、土壤汚染状況調査を行うべきであると考えます。具体的には制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。
一時的免除中や操業中の事業所においては、届出の対象とならない軽微な土地の形質の変更や土壤の移動等について記録を義務付けるべき。	3	また、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、届出を行い、地歴調査により当該土地において使用等が確認された物質に対し、土壤汚染状況調査を行うべきであると考えます。具体的には制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。
埋立地管理区域にある工場・事業場の敷地については、一時的免除中や操業中の事業場における規制の対象外とすべき。	3	埋立地管理区域に指定されている土地における土地の形質の変更や区域外への土壤の搬出については、これまでどおり、法第12条第1項及び法第16条第1項に基づく届出をすることが必要と考えます。
一定の報告様式だけの提出を求めるのではなく、より詳細な調査内容や調査結果の資料も付属資料として付けることを求めるべき。	1	御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
一時的免除中や操業中の事業場において、届出要件を厳しくするのであれば、都道府県等において熟知した担当者が迅速に処理できる体制を整えるべきである。	1	第2の3(1)に示しているとおおり、都道府県等の職員の能力向上は重要と考えています。
一時的免除中の事業場で一定規模の土地の形質の変更が行われる場合には、一時的免除が土地の形質の変更予定地で取り消されるのか、それとも、都道府県等が調査命令を発出することになるのか。 また、事業者には土壤汚染状況調査の負担がかかることから、不利益処分としての法手続が行われるよう、法第3条第3項の通知及び一時的免除の取消し時を含めて法の規定を明確化すべきである。	1	一時的免除中の事業場における土地の形質の変更の際の具体的な手続については、制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。 なお、現行法においては、法第3条第3項については行政手続法に規定する不利益処分該当しうると考えます。法第3条第6項については、猶予されていた状態が解消されるというだけであり、新たに義務が課されるものではないことから不利益処分にはあたらないと考えます。

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>一時的免除中及び操業中の事業場における工事は法第4条調査に比べて小規模工事であり、短い工期が期待されるため、公示を伴う区域指定というような重たい手続を踏まなくても調査範囲が明確であればよいのではないかと。</p>	1	<p>法では、土壌汚染状況調査により汚染が確認され、要措置区域等に指定後に土地の形質の変更や土壌の搬出について規制が行われる仕組みとなっていることから、区域指定の公示は必要であると考えます。</p>
<p>一時免除中や操業中の事業場に義務付けられる地歴調査は、指定調査機関で実施するだけでも事業者にとって過度な負担となることから、一定要件を満たす事業者自ら実施する地歴調査を認めることを検討すべき。</p>	1	<p>地歴調査を含む土壌汚染状況調査は、技術的及び公正性の観点から指定調査機関が実施すべきと考えます。</p>
<p>水質汚濁防止法に規定される有害物質貯蔵指定施設についても、廃止時に調査対象とすべきである。</p>	2	<p>有害物質貯蔵指定施設は平成24年に施行された改正水質汚濁防止法により規定されたものであり、その実態等について十分な情報収集を行う必要があるため、同施設の廃止時に調査契機を設けることの要否については、今後情報収集を行い、必要に応じて検討すべきものと考えます。</p>
<p>一の事業場において有害物質使用特定施設を複数回廃止した場合、ただし書の確認申請時において、土地の利用の方法、土地の利権関係や使用していた有害物質の項目等に変更がない場合、2回目以降の確認申請を不要とすべきである。</p>	1	<p>2回目以降に廃止される有害物質使用特定施設において、前回廃止された有害物質使用特定施設と使用等されていた特定有害物質及び土地の利用の方法等について変更がなかったとしても、その旨を確認するために、2回目以降のただし書の確認申請は必要と考えます。</p>
<p>都道府県等が調査義務の一時的免除の判断を行う際には、関係者以外の立入禁止等の直接的な摂取リスクだけでなく、地下水等経由の摂取リスクも考慮すべきである。</p>	2	<p>土壌汚染状況調査を実施しない状態で、地下水を経由したリスクを評価することは困難であると考えます。なお、御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。</p>

②地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査と施設設置者の調査への協力

意見の概要	件数	意見に対する考え方
地下浸透防止措置が講じられている土地を土壤汚染のおそれが認められないものとして扱うことに賛成する。	1	地歴調査において改正水質汚濁防止法に対応した地下浸透防止措置が確実に講じられていることが確認された場合には、土壤汚染を生じるおそれは十分に小さいと考えられることから、土壤汚染のおそれが認められない土地として扱うべきと考えます。地下浸透防止措置が確実に実施されていることの確認方法については、制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。
地下浸透防止措置が確実に実施されていることの確認方法（平成24年の改正水質汚濁防止法施行以前の施設の取扱いを含む）を明確にすべきである。	15	
地下浸透防止措置が講じられていても漏えい等が生じ見過ごされる可能性はあるため、地下浸透防止措置が講じられている土地を土壤汚染のおそれが認められないものとして扱うべきではない。	9	
一時的免除中及び操業中の事業所の地歴調査に係る資料を整備しておくことは、地歴調査の期間や費用短縮等、事業者のメリットであることを周知すべきである。	1	第2の1（1）②に示しているとおり、施設設置者の協力が得られない場合に調査に支障を生じていることがあるため、調査が適切に行われるよう、施設設置者に対して調査への協力を義務付けるなど役割の強化を行うべきと考えます。
有害物質使用特定施設使用時における有害物質の取扱状況などの記録を保存するよう、他法令（水質汚濁防止法等）で努力義務を課す等の働きかけを行うべきである。	1	また、地歴調査等に関する資料を整理し、提供することは、事業者にとってメリットであると考えます。 なお、水質汚濁防止法においては、有害物質使用特定施設の定期点検結果等を一定期間保存することが義務づけられており、更に記録・保存すべき事項があるかについては、水質汚濁防止法の目的等も踏まえて必要に応じて検討すべきと考えます。
施設設置者に対する協力の義務付けの内容を明確にすべき。	1	さらに、施設設置者の調査への協力等の役割の強化の内容やそれらの周知については、制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。
施設設置者に対して、新たに、地歴調査、試料採取等の調査への協力を義務付けることは、施設設置者の負担となるため行うべきではない。	1	
施設設置者に対し調査への協力を義務付けるだけでは協力が得られるとは限らないため、特定施設の設置者に地歴調査等を義務付けるべきである。	5	土壤汚染状況調査は、土地所有者の私有財産である土地の状況を把握するための行為の一種と解されること、土地の状態につき責任を有する者が行うべきであることから、施設設置者ではなく土地所有者等に義務づけており、土壤汚染状況調査における地歴調査等についても土地所有者等が行うべきものであると考えます。このため、施設設置者に対しては、調査への協力を義務付けるなど役割の強化を行うべきと考えます。

(2) 一定規模以上の土地の形質の変更の際の土壤汚染状況調査

① 法第4条の届出及び調査に係る手続の迅速化

意見の概要	件数	意見に対する考え方
より迅速な手続を実施するために提出された私的資料が有効利用され、調査命令の判断に活用されることに賛成する。	2	試料採取等を行う物質を適切に選定して、前もって土壤汚染状況調査を行った際にその結果を法第4条届出時に報告する方法も選択できるように制度に位置付けることにより、第2の1(2)①に示しているとおおり、手続の迅速化を図るべきと考えます。
土壤汚染状況調査結果を法第4条の届出時に「報告する方法も選択できる」という表現があいまいであり、手続を明確にすべき。	3	前もって土壤汚染状況調査を行う場合であっても、技術的能力を有する指定調査機関が実施し、万が一、調査に不備があった場合のみ、都道府県等により改めて調査が命じられること等が考えられます。したがって、あらかじめ土壤汚染状況調査が実施されることにより、都道府県等による調査命令が省略されることになるため、一概に都道府県等の負担が増加するとは考えていません。詳細については、制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。
法第4条第1項の届出をする際に、前もって土壤汚染状況調査を行うと、調査対象物質等について調査の不備が生じたり、都道府県等の負担が増えたりすることから、調査結果を届出時に報告する方法を制度として位置付けるべきでない。	1	
行政機関により公的資料の情報管理基準や公開の可否が異なることにより、地歴調査の品質の確保や地域間で公正を欠くなどの影響をもたらしているため、公開情報の均質性、円滑な情報提供を求めたい。	1	公的届出資料等行政保有情報の開示・提供の可否及び方法については、関係法令の規定に基づき各都道府県等において判断されるべきものと考えます。 なお、地歴調査については、第2の2(2)③に示しているとおおり、その方法やとりまとめ方の詳細について、より明確に定めるべきものと考えます。
法第4条第2項の調査命令発出の判断は30日間では行えない。調査命令発出の基準の明確化等を行うことで手続期間の適正化を図るべきである。	1	調査命令発出の基準は規則第26条各号で定められており、都道府県等が法第4条の手続において汚染のおそれを的確に捉え、調査命令について判断するために必要な期間として30日前までの届出が定められています。 都道府県等が汚染のおそれを前倒しして判断することを否定するものではありませんが、仮に調査命令を発出しないといった旨の通知を行い、当該通知を受けて土地の形質の変更が行われた場合、通知後当該土地において法第4条第2項の基準に該当する地歴が判明していたとしても適切な調査を行うのは困難であることから、通知の発出については都道府県等において慎重に判断すべきであると考えます。
都道府県等が汚染のおそれがないことを認める場合は、土地の形質の変更の着手日を前倒しすることを認めるべきである。	3	
法第4条第2項の調査命令については、届出から30日間を経過しても行政より連絡がない場合については、何らかの結果通知が欲しい。	1	
調査命令時には、土壤汚染状況調査を優先し、工事着手を遅らせるよう行政が指導することとなっているが、これを法的に明確にすべきではないか。	1	土壤汚染対策法では、土壤汚染状況調査により汚染が確認され、要措置区域等に指定後に土地の形質の変更について制限がかかる仕組みとなっております。 汚染が確認される前に工事着手を遅らせることを法的に制限することは困難と考えており、引き続き、都道府県等による指導とすることが適当であると考えます。

意見の概要	件数	意見に対する考え方
都道府県等には標準処理期間を定めるよう促すとともに、迅速化に努めるよう促すべきである。	4	行政手続法において、行政庁は申請から当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるべきことが示されているため、本法についても都道府県等は法に基づき自ら実施する手続に係る標準処理期間を定めるよう努めるべきです。したがって、第2の1(2)①に示しているとおり、都道府県等が事務処理に係る標準処理期間を適切に定めて公表するよう促すことで、手続に要する時間を明確化することが適当と考えます。 なお、都道府県等が標準処理期間内に事務処理を行うためには、定められた届出事項が不備なく提出されていることが必要であると考えます。
都道府県等が標準処理期間内に事務処理を行うために必要な法第4条の届出の際の適切な情報とは具体的に何か。	2	また、法第4条第2項の調査命令は、行政手続法の不利益処分にあたるため、当該処分を行うまでの標準処理期間を定めるよう努めるべきと考えます。
法第4条の届出審査は行政手続法における行政処分ではないため、標準処理期間の公表は不要である。	2	

②法第4条の届出対象範囲と調査対象とする深度の適正化

意見の概要	件数	意見に対する考え方
都市計画法の都市計画区域外の土地であっても、土地の形質の変更の範囲内に土壤汚染が存在するおそれがあることから届出対象とすべき。	8	第2の1(2)②に示しているとおり、都市計画区域外の土地については、有害物質使用特定施設等が過去に存在していた可能性が著しく低いと考えられ、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、対象外とすることが考えられます。 一方、ご指摘の点を含め、法制度に位置付けるに際しての検討課題もあることから、第2の1(2)②について、「このため、都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と修正します。
都市計画区域外だけでなく、都市計画区域内でも市街化調整区域などその他の届出対象外とすべきところがあるのではないかと。	1	市街化調整区域については、調査命令が発出された件数が15件であり、基準超過は6件確認されていることから、届出対象外とすべきではないと考えます。
下水の引き込みを行う際、異なる土地所有者等の土地が含まれることになるが、当該土地所有者等の同意書の用意に時間がかかるため、届出対象外としてほしい。	1	同一の事業の計画や目的の下で行われる土地の形質の変更については、まとめて一土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましいと考えます。

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>法第4条の調査命令による土壌汚染状況調査の対象とする深度を原則掘削深度とすることは、土壌汚染の見逃し等につながり、適当ではない。</p>	1	<p>第2の1(2)②に示しているとおり、土地の形質変更の範囲外の土壌については、搬出による汚染の拡散、形質変更時の汚染の飛散、帯水層に接することによる地下水汚染の発生リスクは低いと考えられることから、調査対象深度は原則掘削深度までとすべきと考えますが、土壌汚染状況調査においては、これまで地表から深さ10メートルまでを試料採取の対象としていることを踏まえて、第2の1(2)②について、「法第4条の調査命令による土壌汚染状況調査の対象とする深度を、原則掘削深度まで(最大深度10メートルとする。)とすべきである。」と修正します。</p>
<p>土壌汚染状況調査の対象とする深度について、深度が十数メートルに及ぶ場合、汚染の原因が地表面や比較的表層の埋立てなどであれば、現行どおり10メートルまででよいのではないか。</p>	1	<p>さらに具体的な調査の方法については、制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。</p>
<p>法第4条の調査命令による土壌汚染状況調査の対象とする深度を原則掘削深度までとすべきとあるが、調査対象物質や施工の内容で考え方を分けるべきである。</p>	4	<p>土壌汚染状況調査を実施した深度以深を別の機会に形質変更する場合の調査内容を明確にすべきである。</p>
<p>土壌汚染状況調査を実施した深度以深を別の機会に形質変更する場合の調査内容を明確にすべきである。</p>	2	<p>また、第2の1(2)②に示しているとおり、調査対象が掘削深度に限るものであることは、都道府県等による調査命令、土壌汚染状況調査結果報告書、台帳等において記載するとともに、台帳の閲覧を可能とすべきと考えます。</p>
<p>土壌汚染状況調査を実施した深度以深を別の機会に形質変更する場合に改めて調査を行うための、地歴調査や掘削深度以浅における試料採取等の結果に関わる記録が確実に土地の所有者等が変更される際に承継される仕組みが必要である。</p>	1	<p>要措置区域等の指定は土壌汚染状況調査の結果等に基づき行われますが、土壌汚染状況調査においては必ずしも全ての深度方向の調査が行われるわけではないことから、その結果に基づき、御指摘の立体的な指定を行うことは困難であると考えます。</p>
<p>法第4条の調査命令による土壌汚染状況調査の対象とする深度を原則掘削深度までとした場合、区域指定は3次元的にすべきである。</p>	2	<p>要措置区域等の指定は土壌汚染状況調査の結果等に基づき行われますが、土壌汚染状況調査においては必ずしも全ての深度方向の調査が行われるわけではないことから、その結果に基づき、御指摘の立体的な指定を行うことは困難であると考えます。</p>

(3) 健康被害が生ずるおそれに関する基準

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>特定有害物質による汚染の到達範囲（対象となる帯水層の設定を含む。）を個別の事案ごとに適切に設定されるよう促すことについては賛成だが、適切な方法で設定されるべきと考えるため、具体的な設定方法や用いるデータ等について示したガイドラインを作成すべきである。また、負担軽減のため、既存データの活用等を考慮した方法とし、ある程度安全側の値が設定されるものとするべきであるとする。</p>	14	<p>第2の1（3）に示しているとおおり、特定有害物質による汚染の到達範囲（対象となる帯水層の設定も含む。）については、都道府県等により個々の事例ごとに設定されることが望ましいとされています。しかし、実態としては、参考として環境省が通知で示している地下水汚染が到達しうる一定の距離の目安が用いられているため、個別の事案ごとに都道府県等が適切に設定するよう促すとともに、個別の土地ごとの地下水の流向・流速、地下水質の測定結果、地質に関するデータを用い、客観的かつ合理的に汚染の到達範囲の設定を行うための方法について技術的検討を実施すべきであると考えます。御意見はその際の参考とすることが適当と考えます。</p>
<p>特定有害物質による汚染の到達範囲を都道府県等により個別の事案ごとに適切に設定されることになると、都道府県等の職員に高度な能力が求められ、負担も大きいと考える。また、都道府県等により、設定方法に差が生じる可能性があるため、配慮が必要と考える。</p>	8	
<p>都道府県等が設定した範囲外に特定有害物質を含む地下水が到達し、人の健康被害のおそれが生じた場合、責任は誰が負うことになるのか。</p>	1	<p>仮に御指摘のような事案が生じた場合の責任については、事案の状況を踏まえて判断されるべきものと考えます。</p>
<p>地下水が飲用利用されている井戸がある場合でも、上水道が整備されていて地下水を飲用として常用していない場合は、要措置区域の指定の要件に該当しないとすべきではないか。</p>	4	<p>第2の1（3）に示しているとおおり、高濃度の地下水汚染が存在する可能性があるため、飲用頻度が低いことをもって安全が担保されているとは言えないことから、飲用頻度によらず、当該地下水が人の飲用利用に供されている場合は、都道府県等が把握する飲用井戸等と考えるべきものと考えます。</p>
<p>飲用井戸等の把握については、都道府県等の職員が案件毎に個別に対応しているため、飲用井戸の把握の仕組みを設けるとともに、飲用井戸の有無の確認は迅速に行われるようにすべきである。</p>	5	<p>飲用井戸等の状況は都道府県等によって大きく異なることから、一律に飲用井戸等の把握の仕組みを設けるのではなく、第2の1（3）に示しているとおおり、都道府県等が飲用井戸等に係る情報を把握しやすくするよう、人の健康被害の防止に関する情報収集を促す規定等を設けるとともに、都道府県等において、市町村と連携した飲用井戸等の合理的な把握方法を明確化するよう促すべきと考えます。</p>
<p>要措置区域に指定されるか形質変更時要届出区域に指定されるかによって土地の所有者等の負担は大きく変わるため、事前相談の時点で飲用井戸の有無にかかる情報の提供を受けられる仕組みにしてほしい。</p>	4	<p>行政保有情報の開示の仕組みについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律において定められています。 なお、個人の所有する飲用井戸等にかかる情報の公開については、個人情報保護の観点について留意する必要があると考えます。</p>

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>土壌汚染により大気中へ揮散した物質の吸入の暴露経路についても、人の健康への影響を防止するため考慮すべき。</p>	1	<p>第2の1(3)に示しているとおり、土壌汚染に起因する有害物質の暴露経路の一つである、大気中へ揮散した物質の吸入については、汚染土壌に起因する大気汚染の事例の報告がないこと、汚染土壌の上の大人の鼻や口の高さに対応する1.5mの高さで大気環境基準を超過するレベルの大気汚染を引き起こす汚染土壌は土壌溶出量基準も超過する可能性が高いこと等から、当該暴露経路は考慮しないこととされています。他方、科学的知見を充実させるため、揮散性のある特定有害物質による土壌汚染地における大気中濃度の測定データとの更なる集積等を実施していくことが重要であり、頂いた御意見についてはその際の参考とすることが適当と考えます。</p>
<p>揮散経路による摂取リスクについて科学的知見を集積していくことは非常に重要であると考えますが、揮散性のある特定有害物質による土壌汚染地における大気中濃度の測定だけでなく、たとえば、建物内や地下空間の空気中濃度の測定データの蓄積や土壌ガス調査のデータと土壌溶出量及び土壌含有量の比較検討などについても合わせて行うべきである。</p>	2	

(4) 臨海部の工業専用地域の特例

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>臨海部の工業専用地域における土地の形質の変更について、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から特例措置を設けることについては賛成する。</p>	2	<p>第2の1(4)に示しているとおり、新区域に指定することのできる土地の要件として、新区域は臨海部の工業専用地域にあって、人への特定有害物質の摂取経路がない土地であり、専ら埋立材由来又は自然由来による所与の基準不適合土壌が広がっており、かつ、特定有害物質による「人為由来の汚染のおそれが少ない又はおそれがない土地」について指定を可能とすべきと考えます。</p>
<p>臨海部の工業専用地域の特例について、公有水面埋立法以外で埋立てられた土地及び臨海部の工業専用地域以外の土地であっても、指定の要件を満たす土地は特例区域の対象とすべきである。</p>	8	<p>また、新区域の指定の要件として、土地の形質の変更及び土壌の移動に関する記録や土地の形質の変更の施行方法の適用(汚染土壌の飛散流出防止を含む。)の考え方などの自主管理の方法をあらかじめ都道府県等との合意が必要としています。</p>
<p>臨海部の工業専用地域の実態を踏まえると、人為由来の土壌汚染がある土地も新区域に指定が可能とすべきである。</p>	2	<p>これらの措置により、新区域においては海洋や保育園等への影響はないように適切に管理することが可能と考えます。また、第二溶出量基準を超える埋立材由来の汚染については、活用の対象外とすることや地下水質を監視しつつ地下水位を管理する施行方法とすること等により、管理することが可能と考えます。</p>
<p>埋立材には人為的な高濃度汚染土壌が混入する可能性があるため、新区域への指定は自然由来に限定すべき。</p>	3	<p>詳細については、制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。</p>
<p>埋立材由来の汚染、海洋汚染の懸念、臨海部にも保育園等があること等から臨海部の工業専用地域における新たな特例区域を創設すべきでない。</p>	2	<p>人為由来汚染については、自然由来や埋立材由来と異なり、汚染が局在しており、土地の形質の変更や土壌の運搬に伴い、新たな汚染が生じるおそれがあることから、人為由来土壌汚染がある又はおそれが多い土地については事前の届出・確認が必要であり、新区域の対象とすべきでないと考えます。</p>

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>新区域の指定の手続や土地の形質の変更の自主管理の内容について明確化すべき。</p>	2	<p>新区域における具体的な手続等については、今後検討を行っていく必要があると考えます。</p>
<p>新区域において土壌の搬出を行う際の認定調査相当の調査についての対象物質を自然由来汚染土壌に限定すべき。</p>	2	<p>新区域の指定の要件は、専ら埋立材由来又は自然由来による所与の基準不適合土壌が広がっており、かつ、特定有害物質による人為由来の汚染のおそれが少ない又はおそれがない土地であるので、一律に当該区域から搬出を行う際の認定調査相当の調査の対象を自然由来の特定有害物質に限定することはできないと考えます。</p>
<p>新区域内での土地の形質の変更の届出対象外となる通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は臨海部工業専用地域の実態に合わせた内容にするべき。</p>	6	<p>第2の1(4)に示しているとおり、土壌汚染の状況を適切に管理するために、10㎡未満の土地の形質の変更等の通常の管理行為を除く、土地の形質の変更等の記録、届出を行うことが適当であると考えます。</p>
<p>新区域での土壌の移動等の記録を残す仕組みを作るべきである。</p>	1	<p>また、区域内での土地の形質の変更及び土壌の移動についての記録や土壌の移動状況を示した図面等を年1回程度の頻度でまとめて事後に届け出ることが適当と考えます。</p>
<p>土地の形質の変更の施行方法について、帯水層に接しない場合を追加するべき。</p>	2	<p>御指摘を踏まえ、帯水層に接しない場合の施行方法は、必要な飛散流出防止措置を講ずることとし、第2の1(4)ウについて、「また、土地の形質の変更の施行方法は、帯水層に接しない場合については、飛散流出防止措置を講ずる方法とし、帯水層に接する場合については、人為由来の汚染のおそれが少ないと考えられる土地では、飛散流出防止措置に加え、地下水質を監視又は地下水位を管理する方法、自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域から新区域へ指定替えされた土地や人為由来の汚染のおそれがないと考えられる土地では、飛散流出防止措置を講ずる方法とする。」と修正します。</p>
<p>地下水モニタリングは土地の形質の変更の施行時のみに実施すればよいこととするべきである。</p>	2	<p>自主管理の方法は都道府県等と協議の上で決定することが適当であり、その中で必要とされた場合に地下水モニタリングは実施されるべきものと考えます。</p>
<p>新区域内において、特定有害物質を含む水の漏えい事故等が発生し、人為由来による土壌汚染が生じた可能性がある場合においても、人為由来汚染の位置が特定されない限り、区域指定は変更されないのか。</p>	1	<p>事故時など汚染が周囲に拡散するおそれがあるときの対応については、自主管理計画の中で位置づけられるものと考えます。</p> <p>なお、試料採取等を実施した結果、人為由来汚染が確認された場合、埋立地管理区域に指定されることが考えられます。</p>

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>新区域内における有害物質使用特定事業場についても、第2の1(1)にある操業中の事業場における新たな届出義務等が適用されることとなるのか。</p>	1	<p>新区域に指定された土地では、都度の事前届出(法第4条、第12条)は不要となり、土壌汚染の状況を適切に管理する上で最低限必要な情報を年1回程度の頻度でまとめて事後的に届出を行うこととなると考えています。</p>
<p>新区域の指定については、申請時に地歴等の詳細な調査を必要とし、指定の条件に合致しているかどうかを厳格に判断されるべき旨を答申に記載すべき。また、指定後に自主管理計画と異なる行為や不適正な汚染土壌の積み上げ行為等があった場合は、厳格な措置が講じられるようにすべき旨を答申に記載すべき。</p>	1	<p>新区域については、土地所有者等の申請により新たな区域への指定を可能とするものですが、具体的な指定の要件や手続については、制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。</p> <p>また、新区域指定後に自主管理計画と異なる行為が行われた場合には、解除の場合の手続きに準じて、新区域の取消しをすべきものと考えますので、ご指摘を踏まえ、第2の1(4)ウについて、「また、新区域については、都道府県等は、土地所有者等に対し、報告徴収・立入検査を行うことができることとし、自主管理計画と異なる不適正な行為等が確認された場合等、必要と認めるときは、解除の場合の手続に準じて新区域の取消しを行うこととする。」と修正します。</p>
<p>新たな特例区域を設けることにより、管理内容が複雑化するため、ガイドライン等の整備を行うべき。</p>	1	<p>今後、検討の上でガイドライン等で整理すべきと考えます。</p>
<p>新区域については、埋立材由来だけでなく、自然由来も活用可能な範囲が広がる方向で、検討すべきである。</p>	1	<p>第2の1(4)に示しているとおり、自然由来による基準不適合土壌のみが存在している土地についても、第2の2(3)における移動や資源としての活用の対象とすべきであると考えます。</p>

(5) 昭和52年3月15日以前に埋め立てられた埋立地の取扱い

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>埋立地特例区域に指定されるための要件を埋立地特例調査で確認することとしているが、埋立地特例調査は費用が高く時間を要するため、調査方法を緩和すべきである。</p>	1	<p>御意見として承りました。今後、昭和52年3月15日以前に埋め立てられた埋立地の取扱いの詳細の検討を進める中で参考とすることが適当と考えます。</p>
<p>埋立地特例区域に指定されるための要件のうち、廃棄物が埋め立てられている場所でないこと、という要件は、多くの埋立地に当てはまらず、この措置が限定的な運用になる可能性があるため、要件から除外すべきである。</p>	1	<p>埋立地特例区域は、基準不適合が専ら埋立材料由来によるものと認められる一定の条件を満たす土地を指定し、土地の形質の変更の際に施行方法の特例を認めている区域です。廃棄物が埋められている土地は、汚染状態が不明であり高濃度の土壌汚染も存在しうるため、埋立地特例区域に指定すべきではないと考えます。</p>

2 要措置区域等における対策及び汚染土壌処理施設における処理

(1) 要措置区域における指示措置等の実施枠組み

①措置実施計画及び完了報告の届出並びに都道府県等による確認

意見の概要	件数	意見に対する考え方
土地所有者の管理責任を明確にするために、要措置区域等の土地の所有者等が変更になった場合は、その旨の承継届を都道府県知事等に行うべきである。	1	御意見の主旨は要措置区域における指示措置を受けた者としての責任の所在のことと考えますが、現行制度では、指示措置の行政処分は汚染原因者又はその時点での土地所有者等にされるものであり、その観点から承継届を求めることは必要ないと考えます。
「実施すべき措置を明らかにしたうえで、都道府県等により指示が行われる。」とあるが、都道府県等や担当者によって指示措置や指導が異なる。指針を策定する等、地域や担当者による差をなくしていただきたい。	1	要措置区域において実施すべき汚染の除去等の措置は、施行規則第41条に定められています。
溶出量基準不適合の土地において、措置として掘削除去等を行う場合、掘削除去後に地下水汚染が生じていないことを確認する必要があるが、地下水位が深い場合などは確認を不要とするなど負担軽減できないか。	2	御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
要措置区域だけでなく、形質変更時要届出区域や臨海部の工業専用地域において新たに設ける特例区域において、指定調査機関が汚染の拡散を引き起こさない方法で実施する詳細調査時のボーリング調査の実施についても、事前の届出を不要とすべきである。	3	御意見として承りました。今後、汚染の拡散を引き起こさない詳細調査の方法の検討を進める中で、御指摘の内容についても検討することが適当と考えます。

②台帳の記載事項の取扱い

意見の概要	件数	意見に対する考え方
区域指定が解除された旨の記録の必要性を明示願いたい。記録の閲覧が可能になれば、土地利用の阻害や浄化のモチベーション低下につながる可能性がある。	2	第2の2(1)②に示しているとおり、区域指定が解除された土地について、措置済みの土地であることを明らかにし、土壌汚染状況の把握を行う際等に活用できるように、解除台帳の調製等により記録を残すべきと考えます。

(2) 要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法及び搬出時の認定調査等

①要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法

意見の概要	件数	意見に対する考え方
基本的には賛成であるが、「第一種特定有害物質が原液状態で土壌中に存在している」ことの判定方法を示すべきではないか。	2	第一種特定有害物質が原液状態で土壌中に存在するか否かの判定方法については、今後検討を行っていく必要があると考えます。
「施行中に水位上昇等により地下水汚染の拡大が確認された場合の対応」において、具体的な対応方法を示すべきではないか。	2	御意見として承りました。今後、具体的な施行方法の検討を進めていく中で参考とすることが適当と考えます。
地下水位を管理する施行方法をとるために、揚水することで、深部や周囲からの汚染を拡散させてしまう可能性について留意が必要と考える。	1	
汚染物質が第二種・第三種特定有害物質の場合の土地の形質の変更の施行方法は「地下水質の監視」は不要とすべきでないか。	1	要措置区域や形質変更時要届出区域（一般管理区域）においては、土地の形質の変更により汚染が拡散していないことを確認しながら行うことが適当であるため、地下水質の監視を行いつつ、地下水位を管理する施行方法を認めることとすべきであると考えます。
土地の形質の変更の施行方法について、たとえば、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで杭を打設する場合、一般的な打設方法である、セメントミルクまたはベントナイト等で孔壁を保つような施行方法を認めるなど更なる緩和を図るべきでないか。	3	御指摘の施行方法については、汚染土壌を準不透水層より深い位置にある帯水層へ移行させるなどにより地下水汚染を拡散させる可能性があるため、今後、科学的知見の集積を図った上で慎重に検討する必要があると考えます。

②飛び地間の土壌の移動の取扱い

意見の概要	件数	意見に対する考え方
一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地において、同一契機で行われた調査の対象地内であれば、飛び地になって区域指定された区画間の土壌の移動を可能とすることについては賛成であるが、同一契機の調査対象地内でない場合も、同一事業場の土地等であれば、飛び地になって区域指定された区画間の土壌の移動を可能とすべきである。	1	第2の2(2)②に示しているとおり、一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地であっても、飛び地になって区域指定されている区画間の土壌の移動は認められていないことが、迅速なオンサイトでの処理の妨げや工事の支障となり、掘削除去による処理施設への搬出を増加させる要因となる可能性があるため、一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地において、同一契機で行われた調査の対象地内であれば、飛び地になって区域指定された区画間の土壌の移動を可能とすべきであると考えます。ただし、飛び地間の土壌の移動であっても、汚染土壌の運搬時には運搬基準が遵守されるべきであると考えます。 なお、その際の具体的な届出内容等については、今後検討を行っていく必要があると考えます。
飛び地間の汚染土壌の移動は汚染拡散につながるため認めるべきではない。	2	
飛び地間の汚染土壌の移動をする場合の、届出内容や、記録方法等について具体的にすべき。	1	

③認定調査の合理化

意見の概要	件数	意見に対する考え方
第1の3(2)の搬出時の認定調査の負担が大きいことの課題とはどのようなものか明示してほしい。	1	認定調査では、第2の2(2)③に示しているとおり、区域指定対象物質だけでなく全ての特定有害物質について試料採取・測定を求めていることから、費用負担が大きい等の課題があると考えます。
認定調査を試みていずれかの特定有害物質の基準不適合が確認された場合は、認定の申請がされないため、基準不適合が判明した事例がほとんどないのは当たり前であり、第2の2(2)③の2段落目の文章を削除すべきである。	1	158自治体に対するアンケート調査において、平成26年度以降に認定を受けようとして実施した調査の結果、区域指定対象物質以外の物質が基準不適合となった事例の報告(書面、口頭を含む)を受けたことがあるかを調査した結果、153自治体が、「認定調査の結果を把握しているが、該当する事例はない。」との回答であり、1自治体のみ、「該当する事例がある。」との回答でした。したがって、第2の2(2)③の2段落目については、記載のとおりとします。
認定調査の対象物質は全特定有害物質のままとすべき。	3	第2の2(2)③に示しているとおり、認定調査時に区域指定対象物質以外の物質について基準不適合が判明した事例はほとんどないこと等を踏まえ、認定調査を実施する際の試料採取等対象物質を、原則として区域指定に係る特定有害物質に限定すべきと考えます。

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>土壌汚染状況調査において、土壌ガスが検出されず、深度方向の試料採取等を行わなかった特定有害物質について、周辺の区画で汚染があり、深い深度を掘削する場合に当該特定有害物質を調査対象とする案は、そもそも区域指定対象になっていなかった区域との比較において調査義務を課する理由に乏しく、適切でない。</p>	1	<p>土壌汚染状況調査において、土壌ガスが検出されず、深度方向の試料採取等を行わなかった特定有害物質については、周辺の区画で汚染があり深い深度を掘削する場合には汚染のおそれを否定できないことから、第2の2(2)③に示しているとおりに、試料採取等の対象とすべきと考えます。</p>
<p>詳細調査等による汚染深度確定後の認定調査時地歴調査において、全ての特定有害物質について新たな汚染のおそれが確認されないのであれば、区域指定に係る特定有害物質についても認定調査における試料採取は不要とすべきである。</p>	2	<p>第2の2(1)②に示しているとおりに、措置実施計画に詳細調査等の内容や要措置区域等内に搬入する埋め戻し土・盛土の品質管理方法を位置付け、その記録を台帳に残すべきと考えます。また、台帳に記録された詳細調査等の結果や埋め戻し土等の記録については、認定調査における活用を可能とすべきと考えることから第2の2(2)③を、「また、土壌汚染状況調査の地歴調査において全ての特定有害物質について汚染のおそれの有無を確認して指定された区域においては、台帳に記録された詳細調査等の結果や当該区域内に搬入された埋め戻し土・盛土等の記録について、認定調査における活用を可能とすべきである。」と修正します。</p>
<p>山土等の購入土であっても浄化済み土壌と同様に基準適合が確認されている土壌で埋め戻されている場合、当該土地は、認定調査において、汚染のおそれがなく土地として試料採取以降の調査を不要とするべきである。</p>	1	
<p>認定の機会拡大を行うのであれば、全国的に認定手数料を徴収すべき。</p>	1	<p>法第16条の認定の申請に係る審査手数料の徴収は、地方自治法に基づき、各都道府県等において判断されるべきことであり、当該手数料の徴収は可能と考えます。</p>
<p>認定後、年月が経過した場合には、汚染が生じる可能性もあることから、搬出時の制度であることの趣旨を踏まえ、認定の有効期限を設けるよう規定すべきである。</p>	1	<p>認定調査は搬出時の制度であるため、認定後の新たな汚染のおそれを想定し、有効期限を設けることは難しいと考えますが、認定後は当該認定を受けた土壌を速やかに搬出することが望ましいと考えます。</p>
<p>要措置区域等において、措置の完了から区域指定の解除（公報への掲載）までに時間がかかることから、措置完了報告の届出をもって、認定調査を不要として土壌の搬出を可能にすべきである。</p>	1	<p>要措置区域等において措置が行われ、措置完了報告に基づき都道府県等が指定解除の要件を満たしていると認めた場合は、指定が解除され、土壌の搬出が可能になりますが、指定が解除されるまでは搬出規制が必要であり、区域外に土壌を健全土として搬出しようとする場合は認定調査が必要であると考えます。</p>

(3) 自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の取扱い

意見の概要	件数	意見に対する考え方
自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の利用を進めるために、具体的な内容を検討し取りまとめるべき。	20	第2の2(3)に示しているとおり、自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合土壌は、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられることを踏まえ、適正な管理の下での資源の有効利用としての観点から、活用すべきと考えます。
昭和52年3月15日以前に埋め立てられた埋立地内の基準不適合土壌についても、自然由来と同等の緩和措置を講じるべき。	1	
自然由来・埋立材由来の低汚染土壌であっても、適正に処理すべきであり、自然由来・埋立材由来基準不適合土壌を活用すべきではない。	11	具体的な内容については、今後検討を行っていく必要があると考えます。 なお、埋立地については、第2の1(5)に示す要件を満たす場合、埋立地特例区域に指定することにより専ら埋立材由来の基準不適合土壌の活用を可能とすべきと考えます。
自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の埋立処理施設について同一事業地や現場内での盛土構造物であれば、業の許可は不要とすべき。	1	第2の2(3)に示しているとおり、活用を行うに当たっては、受入側土地所有者等が人の健康への影響が生じない活用方法及び管理方法を決めた上で、都道府県等が事前に確認した上で行うべきであり、同一事業や現場内についても、区域外で処理する場合には、処理業の許可が必要と考えます。
自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の利用は公共工事に限るべきである。	4	公共工事の取扱いについては、制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。
「同一事業や現場内の盛土構造物(埋立処理施設)の処理業の許可」については、業として許可を与えるもの以外に、公共工事の事業主体が処理実施者及び処理後の管理者となるための枠組みを設定すべき。	1	
自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の活用を行うに当たっては、当該土壌の不適正な管理や積上げ等の行為があった場合は、厳格な措置が講じられるようにすべき旨を答申に記載すべき。	1	許可に関する基準や運用の在り方については、制度化の過程で適切に検討を行っていく必要があると考えます。
自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の利用を進めるために、埋立処理施設の許可に必要な要件である公害を防止するための知識を有する者として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設技術管理者も含めるべきではないか。	1	
自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の活用に当たっては、区域指定対象外物質以外の特定有害物質についても基準不適合である可能性がないとは言えず、その旨が受入側土地所有者等に認識されないまま、活用されることを防止する必要があるのではないか。	4	自然由来特例区域は、土地の汚染状態が専ら自然に由来することによって基準不適合であることが、埋立地特例区域は、土地の汚染状態が専ら造成時の水面埋立用材料に由来することによって基準不適合であることが、それぞれ都道府県知事により確認された区域であり、基準不適合である特定有害物質が確認されています。
自然由来特例区域以外で発生した自然由来と考えられる基準不適合土壌についても、届出の上、特例区域への搬出等を可能とする様にいただきたい。	1	したがって、これらに限定して、受入側土地所有者等が受け入れる土壌の汚染状態を確認した上で、活用を行うべきと考えます。
自然由来・埋立材由来基準不適合土壌と人為由来汚染土壌の区分方法を明記してほしい。	1	

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>原案「ア・・・埋立地特例区域間（同一港湾内）」とあるが、異なる港湾間での移動や活用ができるように検討願いたい。</p>	1	<p>第2の2（3）に示しているとおり、埋立地特例区域から発生する基準不適合土壌は、特定有害物質の濃度が低く、特定の同一港湾内に分布していると考えられることから、同一港湾内で活用が可能としています。</p>
<p>受け入れ場所内での自然由来基準不適合土壌の汚染状況・配置状況を記録するとともに、受け入れた土壌に関する情報を公表し、区域指定するとともに、自然由来基準不適合土壌を受け入れた場所は、立入検査等も可能とすべき。</p>	3	<p>第2の2（3）に示しているとおり、自然由来・埋立柱材由来基準不適合土壌の活用にあたっては、活用方法及び管理方法について、都道府県の確認の上で行い、搬入や管理方法に問題があるなど、不適切な方法で行われたと認めるときは是正する仕組み（立入検査含む）とすべきと考えます。</p> <p>また、受入れが行われた場所について、調査を行った上で、必要があれば形質変更時要届出区域に指定するなど、受入れが行われた場所で土地の形質変更が行われ、土壌が再度搬出される場合について、必要に応じて管理が行われるようにすべきと考えます。</p> <p>なお、記録、公表すべき情報については、今後検討を行っていく必要があると考えます。</p>
<p>自然由来・埋立柱材由来基準不適合土壌の受け入れに際しては、受け入れ地近隣の土地所有者・事業者への周知・協議を義務化すべき。</p>	3	<p>第2の2（3）に示しているとおり、周辺の人の健康への影響が生じないような活用方法及び管理方法を決めた上で、都道府県等が事前に確認した上で行うため、御指摘のような周知・協議の義務化は不要と考えます。</p>
<p>自然由来・埋立柱材由来基準不適合土壌による海洋における深堀跡地での有効利用の可能性を答申に記載するとともに、検討すべき。</p>	4	<p>残土を含む廃棄物等の海域における有効利用のこれまでの実施状況や具体的な事業内容、海洋環境への影響及び海洋環境の保全上の効果等の科学的知見について、情報収集や課題の整理を行うなど、別途、海洋環境保全の観点も含め、環境省をはじめ関係者において検討が必要と考えます。</p>
<p>自然由来基準不適合土壌を法の対象から外してほしい。</p>	3	<p>第1の3（2）に示しているとおり、自然由来基準不適合土壌に対して、事業活動その他の人の活動を加えることにより生ずる相当範囲にわたる土壌の汚染であって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるものは、環境基本法第2条第3項に規定する公害に該当し、その未然防止として法に基づき行う区域指定、搬出規制等の措置は、環境基本法第21条第1項第1号の「土壌の汚染（中略）に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置」に当たると考えられます。このため、自然由来等基準不適合土壌についても法の対象であると考えます。</p>

(4) 汚染土壌処理施設等に対する監督強化、情報公開の推進

意見の概要	件数	意見に対する考え方
汚染土壌処理施設等だけではなく、汚染土壌排出事業者も汚染土壌に関する確認を行い、発生から処理までの一連の工程が適切に行われるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、処理業者に処理を委託する際には暴力団排除を明記すべき。	1	汚染土壌を区域外へ搬出しようとする者は、汚染土壌の運搬・処理を委託する場合には、管理票を交付し、受託した者から管理票の写しを送付を受けないなどの場合には、速やかに汚染土壌の運搬、処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならぬこととなっており、一連の管理をすることが求められています。 なお、第2の2(4)に示しているとおり、汚染土壌処理業の許可の暴力団排除について法令に位置づけるべきと考えます。
積替え保管業者も許可対象業者とするべき。	2	汚染土壌の運搬については、廃棄物と異なり日常的に行われるものではなく、その運搬を業として行う者が想定されないことから、許可制とされていませんが、第2の2(4)に示しているとおり、積替え保管場所を含め、報告徴収、立入検査の強化が行われるべきと考えます。
汚染土壌処理業を行うものが積替保管場所を設置する場合には、当該土地を所管する都道府県等に対する届出義務を課すべき。	1	第2の2(4)に示しているとおり、都道府県等が汚染土壌の処理状況を確実に把握できるよう、まずは汚染土壌処理業者に報告を徹底させるとともに都道府県等による報告徴収・立入検査を強化すべきと考えます。
電子管理票の使用を認めるべき。	2	電子管理票システムについては、導入の費用対効果などの課題があることから、現時点で導入することは困難と考えますが、今後、検討すべき課題と考えます。
汚染土壌処理業者への立入検査を実施し厳しく指導するとともに、汚染土壌処理業者からの報告は、徹底ではなく法により義務付けるべき。	3	第2の2(4)に示しているとおり、都道府県等が汚染土壌の処理状況を確実に把握できるよう、まずは汚染土壌処理業者に報告を徹底させるとともに都道府県等による報告徴収・立入検査を強化すべきと考えます。
都道府県等ごとに処理業者への指導方針が異なっているため、統一すべきである。	1	都道府県等が、処理基準等に従って指導されていると考えますが、必要に応じ運用状況を把握していくことが必要と考えます。
汚染土壌処理施設等からの情報公開は現状で十分である。	2	汚染土壌処理施設は、処理施設ごとに汚染土壌の特定有害物質による汚染状態やその量等の処理に関する記録事項について、利害関係者等の求めに応じて閲覧させなければならないこととなっていますが、汚染土壌の処理の透明性確保のため、さらに情報公開を進めるよう促すべきと考えます。
法対象外基準不適合土壌についても、管理票の運用や汚染土壌処理施設での処理を義務付けるとともに、法対象外基準不適合土壌に係る情報についても、処理業者・積替え保管業者は全都道府県への報告を義務化し、その情報は、WEB上で情報公開すべき。	3	法対象外基準不適合土壌については、法に準じて適切に取扱われることが重要と考えます。また、汚染土壌処理業者は、法対象外基準不適合土壌に係る情報についても、都道府県知事へ報告することや情報公開することが望ましいと考えます。
建設汚泥と泥状の汚染土壌について、廃棄物処理法と土壌汚染対策法の位置付けを明確化すべき。	2	汚染土壌については、土壌汚染対策法により規制が行われ、また、その性状等により廃棄物処理法の適用を受けるものについては、同法により規制されるものであり、両法による規制を受けている場合があることは、承知しています。御意見については、今後の参考とし、制度間の調整の要否について検討することが適当と考えます。

3 その他

(1) 指定調査機関の技術的能力等

意見の概要	件数	意見に対する考え方
指定調査機関については、業務規程の記載の明確化では不十分であり、技術管理者の教育や罰則強化を行うべき。	1	指定調査機関に対して、行政機関は、業務を適確かつ円滑に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力の基準に適合するよう命ずることができ、これに違反したときは指定の取消ができます。 これに加えて、第2の3(1)に示しているとおり、業務規程に技術管理者の役割を明確に盛り込むことの義務付けなどを通じて、指定調査機関の調査体制の強化を図るべきと考えます。 また、技術管理者や技術者の育成のために、講習会の更なる開催や内容の充実を図るべきと考えます。 なお、技術管理者に対しては、土壤汚染対策法又は法に基づく命令の規定に違反したときなどに技術管理者証の返納を命じることができます。
土壤汚染対策法に係る調査等の信頼性、品質を向上する必要があるため、技術管理者に、化学物質及び分析用試料の取扱い等について、特に化学、分析評価等の専門性を求めるべきではないか。	1	土壤汚染調査技術管理者試験においては、特定有害物質や試料採取を含む土壤汚染の調査に関する技術的事項等に係る知識や技能について確認しています。御意見については、技術管理者等を対象とした講習会の開催等において参考とすることが適当と考えます。
国による研修については、行政の職員だけでなく、民間企業の技術者対象のものについても、主要地方都市にて開催頂きたい。	1	御意見については、今後、技術管理者や技術者の育成を図る中で参考とすることが適当と考えます。

(2) 指定調査機関に係る手続

意見の概要	件数	意見に対する考え方
指定調査機関の届出事項に変更がある際には、現実に則した運用をするべきであり、答申案で示されたように変更後に届出の提出を求めるべきであると考える。	1	答申案にご理解いただいたものと考えます。

(3) 基金その他の支援制度

意見の概要	件数	意見に対する考え方
基金の利用が低調な理由の一つとして、汚染原因者を助成事業の対象外としていることにある。法施行前に土壌汚染に至った土地は支援対象とすべきではないか。	1	第2の3(3)に示しているとおり、公害防止のために必要な対策を講じたり汚された環境を元に戻したりするための費用は汚染原因者が負担すべきという汚染者負担の原則を踏まえ、汚染原因者を助成事業の対象外としていることについては、健康被害のおそれが切迫している状況にある案件は見当たらないなど、現状では変更の必要はないと考えられます。しかしながら、引き続き情報収集を行い、汚染原因者についても健康被害のおそれが切迫しているなどの一定の条件の下で助成が可能かどうか、その是非も含めて検討すべきと考えます。
一時的免除中及び操業中の事業所の地歴調査促進のために、基金や補助金等資金面のメリットを付与することも必要であると考えます。	1	御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
土壌汚染対策資金の積み立てに対する税制措置などの支援措置を検討すべきである。	1	
融資制度を創設することには賛成である。制度創設の検討にあたっては、市中金利よりも低利な融資制度となるよう検討を行って頂きたい。	1	第2の3(3)に示しているとおり、中小事業者等が土壌汚染対策を円滑に進めていけるようにするためにも、今後とも低利融資制度を設けることについて検討を行うべきと考えます。
低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術についてさらなる開発・実用化・普及を図るべき。また、開発された新しい対策技術については、ガイドラインに記載して欲しい。	2	御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。

(4) 測定方法

意見の概要	件数	意見に対する考え方
土壌溶出量試験の溶媒は、諸外国の規格にならい塩を加えた方法も検討すべきである。	1	御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
溶出液の作成について指定調査機関等は、ISO17025等のような試験所認定による品質管理体制及びマネジメントを実施し品質管理を行うべきである。	1	

※その他運用に係る内容

意見の概要	件数	意見に対する考え方
通知、確認、報告について様式が定められていないものが多く、都道府県等が要綱等を設けて定めているのが現状であるため、通知等の様式は可能な限り規則で定めるべきではないか。	1	御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
法改正を機に逐条解説を整備していただきたい。	1	
指定調査機関によって調査内容にばらつきが生じることを避けるために、調査方法に関してガイドラインを充実させるべき。	1	
配管の影響範囲を的確に把握した上で、土壤汚染のおそれの区分の分類、汚染のおそれが生じた位置の決定を行うよう規定するべきである。	1	御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
汚染のおそれがある埋設配管が深部にある場合等における土壤ガス調査については深度を考慮して実施すべきである。	1	
土壤汚染状況調査において、土壤ガス調査で検出された物質が分解生成物を有している場合、ボーリング調査の対象とする試料採取等物質は、分解経路を考慮した上で決定すべきでないか。	1	
土壤汚染状況調査に地下水汚染の有無の把握を盛り込むべき。	2	
法施行規則第8条第2項第1号ハでは、第一種特定有害物質について、試料採取等の土壤汚染状況調査における調査対象深度は10メートルまでとなっているが、「難透水層まで」等、10メートル以深の汚染状況も把握できるようにすべきである。	1	第一種特定有害物質による汚染が10メートル以深に存在する場合、通常10メートル以浅にも基準不適合土壌が存在し区域指定されるものと考えられ、対策を行う場合には、汚染の範囲の確定にあたって汚染が連続している場合は10メートル以深についても調査を行うこととなります。
試料採取を行った地点が単位区画の中心から大きく離れている場合、単位区画の境界線と実際の土壤汚染の分布は異なっている可能性があることから、隣接する区画を含めた調査を行って汚染の分布範囲を確定すべき。	1	土壤汚染状況調査における試料採取の際には、各単位区画において汚染を的確に把握することができるよう、汚染のおそれが多いと認められる地点又はおそれが生じた地点が把握されている場合は、当該地点において試料採取を行うこととしています。

意見の概要	件数	意見に対する考え方
地歴調査だけでは自然由来の可能性のある特定有害物質による土壌汚染は判明しない場合があるため、自然由来の可能性のある特定有害物質（砒素、ふっ素、ほう素等）に限って最低限の調査を課すべきである。	1	御意見については、地歴調査の方法の詳細に係わる検討において参考とすることが適当と考えます。
都道府県等は、要措置区域等の指定を行った際はその旨を土地所有者等に通知すべき。	1	都道府県等が要措置区域等の指定を行った際は、土地所有者を含めて広く一般に周知するために、公示の制度が設けられています。
地下水利用者が汚染の存在に気づき自主的な対応を講じられるように、土壌汚染を把握した事業者等はそれを公表することを義務付ける必要がある。	1	事業者等が汚染を把握した際に一律に公表義務を課すこととした場合、仮に汚染が判明した時にその事案の公表により不利益を生ずるのではないかとの懸念により、自主的な調査の実施を阻害するおそれがあることについては、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
人の健康へのリスクの観点から諸外国の基準値等との整合を図ることを検討すべき。	1	諸外国における土壌汚染対策の仕組みはそれぞれ異なり、その目的、調査方法及び対象となる有害物質についても異なっているため、諸外国と基準値等との整合を図ることは困難と考えます。 なお、対策の要否に係る判断の指標については、例えば発がん物質では、発がんリスクとして日本と同様の10万分の1を採用している国が多い状況です。
生活環境保全の視点になるが、油汚染土壌の扱いが曖昧なため、具体的な定義や処理を行う場合の目標値を示してほしい。	1	環境省が公表している「油汚染対策ガイドライン」では、鉱油類を含む土壌を油含有土壌と定義し、油含有土壌に起因して油臭や油膜による生活環境保全上の支障を生じさせていることを油汚染問題としています。 また、対策に当たっては、個別の状況に応じて盛土等の対策を行い、対策工事完了の確認にあたって、当該土地を踏査して、発注した対策工事が行われていること及び油臭や油膜による不快感や違和感がなくなっていることを目や鼻で確認することとしています。

○ その他の意見

その他誤字・脱字等について頂いた御指摘については、参考にさせていただきました。

また、今回のパブリックコメントの対象外の意見については、意見の趣旨を、今後の施策の参考とさせていただきます。

【項目】	件数
1. 答申案の表現（誤字・脱字等）に関する意見	5件
2. 他法令に関する意見	4件
3. 個別の土壌汚染案件に関する意見	2件
4. その他・不明	5件